

技師会事務所 勤務体制縮小のご案内

新型コロナウイルス感染対策による緊急事態宣言に伴い、

技師会事務所の就業体制を縮小の対応を取らせて頂くことになりました。

勤務日 : 月・火・木・金

勤務時間 : 13時～17時

※電話によるお問合わせは、上記時間にてお願いします。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。